

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大は、第7波で過去最高の罹患者数となっただけでなく、気候変動や円安に加えてウクライナ危機などによって、食料品や電気・ガスなど生活必需品の値上がりが続く中、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど中小企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大を進め、経済危機を克服してきたが、この2年間だけでも3%程度しか引き上げられていません。

この難局を乗り越えるにはGDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差を無くすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で1,072円、奈良県では896円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で150万程度であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、奈良県と東京都では、同じ仕事でも時給で176円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊に繋がっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められない。若者一人が自立して生活する上で必要な最低生計費は、全国どこでも月25万円(税込)が必要との結果となっている。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律の最低賃金であるのに対し、日本の最低賃金は都道府県ごとに4つのランクに分けられ、OECD諸国の中で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金を引き上げられる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求める。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため最低賃金1500円以上を目指すこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

奈良県山添村議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長 宛